

# 令和7年度 第3回新発田警察署協議会議事概要

開催日時	令和7年12月11日（木）午後1時30分から午後3時00分まで		
開催場所	新発田警察署講堂		
出席者	委員 (定数15人)	鈴木会長 安達副会長 小柳副会長 井川委員 池田委員 大沼委員 小川委員 小井戸委員 品田委員 高橋委員 田代委員 長谷川（英）委員 長谷川（一）委員 彌源治委員  (会長・副会長以下50音順)	計14人
	警察	阿部署長 川上副署長 山田分庁舎所長 川上警務課長 渡邊会計課長 関留置管理課長 野呂生活安全課長 佐久間地域課長 佐々木刑事課長 川崎交通課長 三島警備課長	計11人

## 管内の治安情勢

署長から、令和7年10月末現在の管内の治安情勢について、資料に基づき説明があった。

## 前回の答申事項に対する業務推進状況

生活安全課長、交通課長から、前回答申した重点推進項目の取組状況について説明があった。

### 1 犯罪抑止対策の推進

#### (1) 特殊詐欺被害防止対策の推進

##### ア 防犯団体や事業者と協働した更なる広報活動の推進

○ スーパーマーケットや各種会合等において被害防止広報を実施

##### イ 金融機関、コンビニエンスストアと協力した水際対策の強化

○ 金融機関における窓口対応訓練の実施

##### ウ SNS型投資詐欺、ロマンス詐欺被害防止対策の推進

○ 各種会合等において講話を実施

○ 広報誌等による被害防止広報を実施

#### (2) 子供・女性にかかる犯罪被害防止対策の推進

- ア 通学路、学校における犯罪・前兆事案対策の推進
  - 登下校時間帯におけるパトロール活動を強化
  - 管内の学校における防犯教室、不審者対応訓練を実施
  - 少年警察ボランティアと協働で街頭補導活動を実施
- イ 不審者事案の早期解決と迅速かつ適切な情報提供
  - 行為者の早期特定による先制的予防活動を実施
  - 不審者に関する情報発信の強化

## 2 交通事故防止対策の推進

- (1) 各期交通安全運動と連動した交通事故防止対策の推進
  - ア 秋の全国交通安全運動の推進（9/21～9/30）
  - イ 自転車シミュレーターを用いた啓発活動の実施
  - ウ スーパーマーケットやイベント等における街頭指導や交通安全広報を実施
- (2) 歩行者事故防止に向けた交通指導取締りの推進
  - ア 園児や児童等に対する交通安全教育を実施
  - イ 外国人を対象とした交通安全教室を実施
- (3) 交通指導取締り等の推進
  - ア 通学路や交通事故多発地区における交通指導取締りを実施
  - イ 飲酒運転等悪質な違反に対する取締りを実施

## 3 高齢者の各種被害等防止対策の推進

- (1) 高齢者の犯罪被害防止対策の推進
  - ア 高齢者の特殊詐欺被害防止対策の推進
    - 各種会合における防犯広報を実施
    - 寸劇による防犯広報を実施
  - イ 高齢者を交通事故から守るための対策の推進
    - 公民館等における交通安全教室を実施
    - 高齢者世帯訪問により交通安全広報を実施
- (2) 高齢者の各種事故防止対策の推進
  - ア 認知症高齢者の徘徊、行方不明者の発見、各種事故防止対策の推進
    - 高齢者の行方不明、保護、安否確認事案発生時の対応
  - イ 認知症、重度の心疾患、その他病気を抱え運転に支障がある高齢者の免許自主返納手続きの推進
    - 認知症高齢者やその家族に対する運転免許証自主返納に関する広報の実施

## 諮問

署長から、当面の重点推進事項について次のとおり諮問があった。

### 1 犯罪抑止対策の推進

- (1) 特殊詐欺被害防止対策の推進
  - ア 防犯団体や事業者と協働した更なる広報活動の推進
  - イ 金融機関、コンビニエンスストアと協力した水際対策の強化
  - ウ SNS型投資詐欺、ロマンス詐欺被害防止対策の推進
- (2) 子供・女性にかかる犯罪被害防止対策の推進

- ア 通学路、学校における犯罪・前兆事案対策の推進
- イ 不審者事案の早期解決と迅速な情報提供
- (3) 高齢者の犯罪被害防止対策の推進
  - ア 高齢者の特殊詐欺等被害防止対策の推進  
高齢者の強盗被害、悪質商法被害防止対策の推進
  - イ 高齢者の各種事故防止対策の推進  
認知症高齢者の徘徊、行方不明事案の発見、各種事故防止対策の推進

## 2 交通事故防止対策の推進

- (1) 冬季における交通事故防止対策の推進
- (2) 飲酒運転の根絶に向けた取組の強化
- (3) 高齢者交通事故防止対策の推進
  - ア 高齢歩行者保護に資する広報と取締り
  - イ 安全運転相談ダイヤル、運転免許証の返納の周知等、高齢者の交通事故防止に資する広報
- (4) 歩行者事故防止に向けた交通指導取締りの推進
  - ア 園児、児童に対する交通指導取締り等の推進
  - イ 改正道交法を見据えた自転車利用者に対する指導、広報の推進
  - ウ 「速度等取締り指針」に基づいた交通指導取締りの推進

### 答申

質疑の後、新発田警察署協議会として協議、検討した結果、諮問のとおり推進するよう答申した。

### 意見・要望・質疑等（○は署長等の説明）

- 1 訪問型の特殊詐欺などに対する自宅用防犯カメラの有効性について伺う。
  - 一般的に犯罪被害を防止する手段として防犯カメラは有効と言われており、犯罪を行おうとする者に犯行を断念させる効果が期待できます。
- 2 警察官の名前を騙る詐欺等に対応する方法を教えてください。
  - 警察官を騙る詐欺を含めて国際電話からの着信が増加している状況であり、犯人からの電話を受けない対策として、国際電話であれば「国際電話利用休止サービス」を申し込むこと、携帯電話であれば詐欺対策アプリをインストールすることなどが有効です。
- 3 通・退勤時間帯に右折レーンがないにも関わらず右折走行車両が多く、渋滞が発生している交差点がある。同交差点に右折矢印信号を設置してもらいたい。
  - 警察として、道路環境や信号機の構造等、右折矢印信号設置が妥当なのか検討するとともに、交通量等調査のうえ検討させていただきます。
- 4 令和8年4月から自転車の取締りが強化され、16歳以上を対象に青切符が導入されるが、事前に学生に対し指導や広報をしていただきたい。
  - 広報のうえ周知を図っていきます。

## 速度等取締り指針の策定

交通課長から、交通事故発生実態に合わせた速度等取締りを実施する旨の説明があり、了承した。

## その他

警察署協議会終了後、同所で警備課長及び当署の関東管区機動隊新発田小隊から、活動状況について説明があった。

### 協議会議事の状況

